

## 文教厚生委員会

○閉会中に行われた委員会

令和6年1月30日開催の調査内容

- 第2常陸野公園の新たな活用について
- 下稻吉中学校区学校給食施設整備について
- 市内中学校・義務教育学校屋内運動場空調機整備について
- かすみがうら市男女共同参画計画の改定について
- かすみがうら市空家等対策計画の改定について
- コミュニティ施設の設置に伴う関係条例の整備について
- 国民健康保険税率等の改正について
- 国民健康保険健康事業総合計画の策定について
- かすみがうら市自殺対策計画の改定について
- 「ヤングケアラーに関するアンケート」結果について
- かすみがうら市障害者計画の改定について
- かすみがうらいきいき長寿プランの策定について（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）



▲説明を受ける委員  
【千代田庁舎委員会室】

## 産業建設委員会

○閉会中に行われた委員会

令和6年2月22日開催の調査内容

- 水道事業広域連携について
- 令和6年能登半島地震被災地支援活動について

○委員会付託案件の審査

令和6年3月6日開催の調査内容

- 議案第30号 市道路線の変更について



▲市道変更箇所の現地調査  
【中志筑地内】

○所管事務の調査

令和6年3月14日開催の調査内容

- 逆西排水区雨水管布設工事について

## 能登半島地震に対する義援金を送付しました

令和6年能登半島地震により、被災された方々や被災地の復旧・復興の力となるべく、義援金200,000円を日本赤十字社を通じ被災地へお送りしました。

【内 訳】

議長交際費より……………40,000円  
市議会議員各位より ……160,000円  
(1人10,000円)

## 茨城県市議会議長会 令和5年度第2回議員研修会

日 時：令和6年2月16日(金)

開催場所：結城市

講 師：市村 充章 氏  
(白鷗大学名誉教授)

演 題：若者の政治不信・政治離れ、  
主権者教育

石澤 正広 議員  
櫻井 健一 議員  
久松 公生 議員  
鈴木 貞行 議員

▶右から参加した



## かすみがうら市下稲吉中学校屋内運動場新築工事に係る調査特別委員会

下稲吉屋内運動場新築工事における計画から契約、入札の手続き、請負額の変更、発注事業の変更に至るまでの数々の疑念について、市執行部より資料の提出・説明を受け、現地調査等を行いました。

### 調査結果の内容（要旨）

建設工事の安易な設計変更が行われるのが常態化し、事務処理及び監督業務に不適切な対応があったこと、さらには、それらの設計変更について説明が不足していたことから、数々の疑念が生じたことが判明しました。

本委員会において、市長から今後の対策として、公共事業発注担当課に「建設工事の設計変更に伴う適正な措置」について通知・指導したことが報告され、

- ①建設工事は、熟考のうえの設計書を前提として、安易な設計変更は認めない方針であること。
- ②設計に関して疑義が生じた場合には、専門性のある第三者機関による照査作業を行うなど、事務手法の改善を検討していくこと。
- ③特に工事期間が長期期間となる予定価格1億5000万円以上の議会案件になる大型の公共工事については、進捗状況を市議会定例会等において詳細に説明し、公正、透明な行政運営に努めること。

上記のとおり、今回の事案を重く受け止め、十分に反省の上、再発防止に取り組んでいく強い姿勢が示されました。

## 「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会

「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」に係る署名に自らの意思とは異なる署名があった問題と、久松公生議員の関与の疑念について、市執行部より資料の提出・説明を受け、参考人招致や地方自治法第100条に基づいた証人喚問により調査を行いました。

### 調査結果・調査結論の内容（要旨）

調査の結果、本件の要望署名の中に偽造された署名が含まれていたことが判明しました。しかし、久松公生議員の関与の有無を含め、署名の偽造者を特定することはできませんでした。なお、本件の要望書における署名活動においては、署名を代筆したことがわかるような注意は特段払われていなかったことが判明しました。

市民から市長にあてた要望書等は、市民が抱く希望を直接市政に届ける機能を果たす重要な役割を担っています。そのような署名簿に偽造を加えることは、きわめて悪質であり、繰り返されてはならないことです。

この観点から、再発防止策として、署名活動を行う場合、今後市に提出される要望書等に係る署名については、自署を原則とし、代筆の場合は代筆者の署名を併記することを周知させるなど、偽造を極力防止する方策をとることが望ましいという結論に至りました。

なお、刑事訴訟法第239条第2項（※）に基づき、刑事告発を含む適正な手続きを求める決議を委員会発議によって本会議に上程するかどうかについては、次のような議論が活発に交わされ、採決の結果、上程はしないことが決定しました。

### ○刑事訴訟法に基づく適正な手続きを求める決議を本会議に上程することについて

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"><li>・署名の信頼を確保するため、告発により、この問題の解決を図るべき。</li><li>・犯罪が目の前にあるのに、あいまいにはできない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・告発することで、市民に動揺や負担が生じる。</li><li>・再発防止策を周知することに重きを置くべき。</li></ul>
賛成の委員：佐藤文雄委員、設楽健夫委員、服部栄一委員、鈴木更司委員、塚本直樹委員	反対の委員：岡崎勉委員、来栖丈治委員、櫻井繁行委員、小倉博委員、櫻井健一委員、鈴木貞行委員、石澤正広委員、井出有史委員

※刑事訴訟法第239条第2項について：官吏又は公吏（公務員）は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない、という条文です。しかし、告発すべきか否かについては、以下の点を総合的かつ慎重に検討して判断するものとされています。

- ①犯罪の重大性
- ②犯罪があると思料することの相当性
- ③今後の行政運営に与える影響